

はございせんが最大の条件があるの
であります。併し競輪に対する批判が
非常に強い、とりわけ振興会のほうに
批判が集中されておるのであります
が、若し振興会のほうについて世間が
言つておるような批判が誤りがないと
いたしますならば、この責任は当然
に通産省も分担をしなければならん立
場にあると私は思う。若しこの法案実
施に當つて、従来の通産省当局の競輪
に対する取締の態度等において何ら変
るものがないとしたしますならば、
私は通産省にこれ以上の責任を負つて
もらつて競輪を見てもらうということ
について、いささかの不安を感じるも
のであります。その例を本日の質問の
中に私は秘書会を要求をいたしまして
質してみたいと思ふ点もあつたのであ
ります。その機会が得られなかつ
た。

従いまして先ず真先に本法案が通過
成立実施いたします場合に、きつと
要請をしておきたい点は、業者は業
者、監督官庁は監督官庁であるとい
うところの新憲法に則つた公僕精神に基
いて、競輪行政に心して世間から批判
なり指導を受けまいように当らなけれ
ばならないということであります。
更にもう一点は、現行法は第四條に
おいて競走場の数について或る程度の
制限をしておるのであります。ところが
新改正法案にはそういうものを除
いておる。審議会の活用によつてい
ろと起るであろうと予測される弊
害であるとか弊害をこれによつて調節
して行こうと、こういうねらいは誤つ
てないと思ひますが、併し新法案が
通過成立をいたしますと、待つてい
ましたとばかりに、新競走場が、委員

会の責任の名において直ちに許可認可
されるというやうな危懼を世の人々に
与えておきましますし、又そういう取
扱をすればできるやうな仕組にも相成
つておるのであります。現内閣におい
ても競輪場はふやして行かないとい
うことを昨日の委員会においても、本
閣政務次官は明らかに明言をされてお
る。競輪場が設置されますたびごと
に、或いは教育者の立場にある人、或
いは家庭の主婦等からかんばしくない
ものとしていつも反対の意思表示がな
され、大きなその土地の政治問題、社
会問題にまで発展をしておる傾向があ
つたのであります。過去の競輪場の設
置をめぐる問題は省みましても、
かようなことが回想されますので、
新法案に何か直ちに競輪場が一躍ふ
えるのではないかと、やうな世間の疑
惑に對しましては、通産省当局におい
てどうかこの疑念が和緩であつたとい
うやうな法律の実施面に當つては強く
心してもらわなければならぬと思ひ
のであります。

以上強い要求を附しまして、私は賛
意を表するにやぶさかではないのであ
ります。
○委員長(竹中七郎君) 別に御意見も
ないやうでございますから、討論は終
局したものと認めます。
○委員(清野雄三君) 別は、自転車
競技法等の一部を改正する法律案につ
いて採決をいたします。本法案を原案
通り可決することに賛成のかたの御挙
手をお願いいたします。
(賛成者挙手)
○委員長(竹中七郎君) 全会一致と認
めます。

よつて本案は全会一致を以て原案通
り可決すべきものと決定いたしましたし
ます。
なお本会議における委員長のお口頭報
告の内容等爾後の手続は慎重によりま
して、委員長に御一任をお願いいたし
ますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めます。

次に本案を可とせられましたがたは
例により順次御署名をお願いします。
多数意見者署名
栗山 良夫 小林 英三
中川 以良 山本 米治
松本 昇 小松 正雄
島 清 結城 安次
清澤 俊英 境野 清雄
西田 隆男

○委員長(竹中七郎君) 御署名漏れは
ございせんか……ないと思ひま
す。
それではこれにて休憩いたします。
午後一時から再開いたします。
午前十一時三十分休憩

午後二時八分開会

○委員長(竹中七郎君) 休憩前に引続
きまして、通商産業委員会を再開いた
します。自転車競技法等の一部を改正
する法律案の本日の本会議上程の件
は、録風会の内部事情から議運で一応
予定されたところが変更されたのであ
ります。従いまして次回の本会議月曜
日に上程されるやうと存じますので
御報告いたしておきます。
只今から臨時石炭鉱害復旧法案を議
題といたします。かねて委員長に御一
任を願つてありました本法案に對する

来る十六日の公聴会の公述人選定につ
いてであります。次のごとく内定い
たしましたから御承認頂きたいと存じ
ます。讀み上げます。
福岡県知事杉本勝次君山口県小野田
市長堀井伊介君福岡県警部対策組合
連合会副会長栗田数雄君福岡県金山
関係市町村連盟副会長春孝一君日本
石炭協会副会長万仲余所治君日本石
炭鉱業連合会常任理事國崎真推君東
京大学教授青山秀三郎君東京大学教
授我妻榮君
右八名でございます。御異議ありま
せんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ない
と認めましてさう決定いたします。
次に本案の質疑に移りたいと思ひま
す。委員外議員にいたしまして清澤俊
英君に質問を允許いたします。
○委員外議員(清澤俊英君) ちよつと
伺いますが、この臨時石炭鉱害復旧法
案が出来ますまでは一つ経過がある
と考へますので、従つてその経過は議
事録によつて勉強いたしますれば明確
であると思ひますが、その勉強もまだ
済んでおりませんので、一応その経過
を大体どうではないかと、一応ふに私
の考へておりますことを申し上げて、そ
れを前提として御質問の一二点をした
いと、こう思つております。

本案が出来ますまでは、先ず鉱業法
の審議に當りまして福岡県の鉱害が非
常に重大化している。結局申上げます
ならば到底鉱業法に規定せられる補
償条件であつては福岡県その他の石炭
鉱害に對しては完全な補償が成立した
ない、こゝういふやうな意味合から何らか
の処置をとれというところが附帯条件と

して取扱われて、それを基本にして特
別鉱害復旧法案なるものが出来た
のではないかと、こゝ考へておるのであ
ります。この特別鉱害からのことは
しばしば伺ひしてわかつていますの
ですが、従つてそのときの本委員会の
決議は決議書にもあります通り、この
復旧に對して徹底的に考へろ、こゝう
いふ附帯条件をつけて、それがもとにな
つて審議を設けて本案が出ておる
と、こゝ考へるのではありませんが、こ
の只今提出されておりますところの臨
時石炭鉱害復旧法案なるものを一応拜
見して参りますと、最初に考へます
ことは、この決議の中心であります
ところのこれは重大な、被害者並びに加
害者と申しますか賠償義務者におきま
しても到底それらの負担が、鉱業法に
規定せられる限度内の賠償額では完全
な復旧ができないのであるから、それ
をなおすという線においては非常に古
い点がある。こゝういふことが考へられ
ますが、さういふ非常に古い、
而も法案の全精神を貫いておる
ことは、大体において賠償義務者の中
心にした局部的な復旧法を考へておら
れるやうに考へておられますが、その間
の政府がとりました考へ方の中心を先
ずお伺ひしたいと、こゝ思つておる
ます。

○政府委員(中島征帆君) 前の前提は
大体お話を通りであります。一つだ
け順序が違つております点は、特別
鉱害復旧法が一番最初にできましてそ
次に鉱業法の改正が問題になりました
た。附帯決議はそのときにできたわけ
であります。特別鉱害の法律ができま
したときには一般鉱害はそのときは余
り問題になりませんでした、特にこ

の鉄業法の改正のときに只今のよう
な附帯決議がつけられたのでありま
す。

今度の法律の内容につきましては只
今御意見がございましたが、鉄害の対
象となつておるものを大きく農地関係
と公共施設と家屋補助、この三つに分
けますと、農地に関しては鉄業法
上支払つておきます賠償金を資本管理
いたしました、これを徴収いたしました
それに復旧に對しまして不足する部分
だけを国庫から加へましてそれで復旧
する、こういう建前をとつておりま
す。従つて鉄業権者の負担だけでなく
これに国庫の補助が入つて復旧する
ということになつておりますので、国
がこれには相当力を入れてゐるとい
うことがよく分つております。

それから公共施設に關しましては、
これも一般の公共事業の補助の制度に
よりまして一応国が補助金を出します
が、公共施設に關する鉄業権者の責任
というものは、復旧費全額がそれに當
るべきものだ、こういう観点からいた
しまして、国から出した補助金につ
きましてはあとでこれを徴収する。従
つて結果的には全額を負担する、こ
ういふことになつております。

それから家屋、墓地等に關しまして
は、これの補助金は全然考へられてお
りません。その意味におきましては大
体の鉄業法の原則にゆだねてしまつた
ということになるわけでありまして、
その理由は家屋、墓地等に關しまし
ては特別鉄害の場合におきましてもこ
れに對して国から補助金が出ていない
のであります。公共的な性質を持つて
いるものについての特別鉄害でも補
助金を考へる。又今度の場合も特別鉄

害に比へまして、一般鉄害というのは
一層の責任が薄いという關係から、
それ以上に補助を出すということは特
別鉄害との振合からいつても困難だと
いうので、家屋等に對しましては国の
補助は期待できなかつた。でただ特別
鉄害の場合と違ひますのは、各鉄業権
者から徴収いたしました納付金を全部
ブルイいたしました特別会計でこれ
を出資するわけでありまして、従つてこ
の加害者といふものは、自分の關係
いたしてあります鉄害の復旧費といふ
ものと、それから自分が負担する特別鉄
害の納付金といふものは全然直接關係
がないわけでありまして、従つて鉄害復
旧費以上の負担金になるものもあるとい
うこと、それ以下になるものもあるとい
うこと、その辺が關係になつておりま
す。従つて全体の補助金とブルイし
た考へ方をとれば、家屋にも或る程度
の補助金が間接につけられるという見
方もされないわけではないのでありま
す。その点が特別鉄害と、今度の一般
鉄害に對する法律案とは違つてゐるわ
けでありまして、建前といたしまして
は、特別鉄害と同様の補助を出さな
い、こゝういふわけでありまして、但し
鉄業法の原則にゆだねたままでは、こ
れは国会の決議案の趣旨に反します
し、又今度の臨時立法の目的からい
いまして不備でありますので、こ
に考へられておられますのは、そのい
う場合に對しましては復旧に關する協
議を鐵業権者と被害者がやること
が、協議が整わない場合におきま
しては通商産業局長が裁定をする、こ
ういふ線を一つ開いておきます。こ
れは從來であれば争ひがある場合に
結局裁判に訴へるより仕方がなかつた

わけでありまして、その点につきま
して、政府の比較的実情に明るい通商
産業局長が手近で裁定をしてくれるとい
うことが、復旧の問題を割合に早く片
付け得るのじやないかと、こゝういふ見
地からさういふふうな制度をつたわ
けであります。この意味におきまして
特別鉄害と比へては若干弱い点がござ
いますけれども、鉄業権者自身の責任
といふことを考へる場合におきまして
は、やはり本来自分の行為によつて起
きた鉄害でありますから、自己の責任
において復旧するのが本則であるとい
う建前をとりまして、これに余り多く
の補助金をつけるということをしな
かつたわけでありまして、各国の例を求
めまして、鉄業権者はすべて全部を自
己の責任において復旧なり賠償なりを
いたしてゐる例は、国から補助金を
出しているという例は、どこにもないの
であります。それによつては特別
鉄害の場合におきましては、今度の例
におきまして、日本ではむしろ例外
的に特別の理由をこにつけて、補助
金を出すといふことになつてゐる
点でありまして、これはやはりさうい
ふ意味から申しまして、臨時に国が相
当な手を加して復旧を促進しよう、と
こゝういふ趣旨に出ているわけであり
ます。

○委員外議員(清澤俊彦) ちよつと
お伺ひの仕方が悪く知れませ
んが、とにかくこの前の決議から見ま
しても到底、前の委員会におきまして
は、鉄業法を通しますとき、石炭鉄害
の集積した鉄害を直すには、先進国
の例がありまして恐らくその負担に
おいては法案の目的の趣旨を徹底する
ことができないと思つて、従つて国

の思い切つた政策によつて、さうして
財政資金の投資によつて復旧すべきも
のであるといふことが言われたのであ
りますが、只今の御答弁をお伺いしま
すと、さういふことが言われているか
ら、大抵の基本は鉄業法に規定せられ
たる賠償区分を中心にして復旧の基本
にするが、但し少しばかり足りないも
のは国が補助してやつて行く、直すと
いふ考へ方でこの法案が出た、こ
ういふことに解釈してよろしくござい
ますか。

○政府委員(中島征帆) 鉄業法の原
則に基きまして、鉄業権者は金銭賠償
を原則としておられますので、例
えば農地に對しましては年々その減収
額を補償すればそれで、それによつて鉄
業権者の責任は免れる、こゝういふこ
とになつてゐるわけでありまして、従
つてこの法案で狙つておられますやうな復
旧の義務といふやうなことはないので
ありますけれども、それをこの際金銭
賠償の金額の限度を徴収いたしまし
て、それに国費を加えて復旧するとい
うことがはつきりここでお示されてお
りまして、従つてその点に關しまして
はこの法律がなければ恐らく復旧され
ない。農地その他のものが着々復旧さ
れるといふことにつきましては、相当
な実績を上げると思つております。

○委員外議員(清澤俊彦) やはり私
のお尋ねしていることは、鉄業法の範
囲内を中心にして僅かのものを足らん
部分で国が出してやつてそれで復旧す
るんだと、これが本則だと、こゝうい
うことに私は解釈しておきますが、そ
れで差支へございせんか。

○政府委員(中島征帆) さうでござ
います。

○委員外議員(清澤俊彦) 私は先般
本委員会の決議に従ひまして現地をし
たしく見せて頂きました。その結論か
ら簡単に申上げますならば、只今の
やうなお考へでは民生の安定並びに土
地の利用の増進、国土の保全といふや
うな三大目的は到底達成できないのじや
ないかと、こゝういふやうなことを考へ
るのであります。その点はどうござ
いますか。

○政府委員(中島征帆) この法律を
施行いたしました、復旧できないもの
といふのは、どういふものかと考へま
すと、第一には未だ鉄害が進行中であ
つて、安定してゐない、こゝういふ物件
に對しましては折角復旧工事をいたし
まして、更に又鉄害が生ずるといふ
ので、これが応急工事をするか或いは
安定するまで延ばすかといふことをせ
ざるを得ないのであります。これはど
ちらにいたしましても復旧するに適し
ないものと思ひます。それから鉄害は
安定してゐるけれども、地形その他の
關係からして復旧するには非常に多額
の経費を要する。その場合には復旧いた
しまして復旧された物件の価値とい
うものが、復旧工事に投ぜられまし
た費用と比へましてそれほど多くない
という場合には、その経済性から申しま
すとも復旧に適しないと思ひます。得
ないものであります。現在執行いたして
おられます、特別鉄害の場合におきま
しても反当りの工事費の限度をきめま
して、それ以上かかるものにつきまし
ては復旧いたしておけません。さうい
うものは復旧されずに残るわけであ
りますけれども、さうでない復旧に適
しているものにつきましては国費と鉄業
権者からの負担金とを合せて復旧は

を一応これで通すが、併しながらその後でも現在のあなたの方の考え方もつとそういふ集積したもの発展のためには、無理を重ねて来た場所に、非常に大きなそこに障礙が起きて、そうして百数十万のその住民が、殊にその中に先祖伝来の耕地を持つて生活した農民が現に耕地を失つて先祖伝来の家を離れていくというこの実情を何とかする、こういうお考えが幾分あるのかないのか。私はそれをまず先にお伺いしなければ、この問題の一応の解決をして行く上の基本的な自分の態度をきめるのに困るのであります、どうしてもこれだけで行つてこれ以上は我々は考えないのだ、こうなりますればこの法案の不備な点に對しては徹底的な考えを持たなければならぬ。一応まあ折角の案でもあるし、いろいろの情勢もあるからこのくらいにしておいても、我々もつと進んだ考えで、できるならば國がもつと思つた金をかけて、そうして両方の利益というものを脱み合わせてもつとつけて、もつとやりなさいのだ、こういう意思が表明せられますならばあと審議する上に我々の態度は又別なものが出て来る。そうじゃないのだ、これでどうしても行くのだ、鉱業法の範圍内で行くのだ、こういう話になれば後の審議に又かような考えかたで審議して考えかたをまとめて行かなければならぬ。こう思いますので、甚だ無理な御注文かも知れませんが、あなたに直ぐそういう重要な問題を御返事をお願ひすることもし無理でありますならば、通産大臣と御相談して頂いて御返答をお伺いしてもいいと、こう思うのであります。

○政府委員(中島征帆君) この法律を施行いたしましたも将来問題は残るという説は誠にその通りでございまして、私もこれで以て全般的の問題が片附くとお考えしております。それは結局においては鉱業法の賠償の原則というものをどう考えるべきか。又地下の探掘と地上の利益というものをどう調整すべきか、これは國の国土計画その他の関連においても問題になる得るわけでありまして。そういう根本的な問題は十分検討してきめなければならぬと思つておりますが、法律で差当りねらつておりますのは現存の累積した鉱害の解決でありまして、その途上において、或いはその解決後に必要とするような根本問題は再検討する必要がある、これは私の個人的な見解でありますけれども、そう考へてゐるわけでありまして。従つて鉱業権者の賠償の義務の限度乃至はその内容といつたような鉱業法上の問題でありますとか、それから地下の探掘と地上の関連性をどう調整するか、具体的な方法、そういうことのようなこの差当りの鉱害の復旧をどう進んで行かれます途上におきまして検討いたしました上で、適當なときにおいては十分又もう一遍全体的な構成を考え直す必要があるのじやないか、個人的にはそういう考へを持つております。

○委員外議員(清澤俊英君) いま少しお伺いしたいんですけれども、経済安定委員会がおりますのでこの次に特別の質問を許して頂くことにして今日はこれで打ち切りたいと思つております。失礼いたしました。

○委員長(竹中七郎君) 閣下も先般福岡県に参りましていろいろ感ぜさせられたものが相當あるのでございまして。特別鉱害復旧法が施行されましたその成果も我々見て参つてゐるのでございまして、これがまあ二つの結果が起つてゐるのじやないか、かように考へるのじやないか。いわゆる何と申しますか、広い土地が陥没いたしましたして、それを開拓方式、いわゆる開拓をするような方式でサンド・ボンパを使ひまして、そうしてやつてゐる土地へ参ります。後の耕作その他に對しまして非常に、後の成績がよいのであります。部分的に陥没いたしました、先ほど清澤君が申されましたようにボタをやる、その上に赤土か或いは粘土をやる、その上に表土の薄いのをやる、こういうのをやりまして、それを畑地として使つてはいいのであります。直ぐといふわけの田として利用する、そこに矛盾が相當あるのじやないか。これはあなたの方でどうおやりになるのじやないか。農林省関係の人が指導するのでございまして、こういう点もその主管官庁としては相當考へなければならぬと思ひます。

結局二つの問題で我々も二、三年前から参りまして特別鉱害を見まして、まあよくできてゐるのは特に新入炭坑の鉱害地を見て参りまして、何十町歩あるかも知れませんが、まだ半分くらいしかできておりませんがサンド・ボンパ二台でやつておられる。そうしてできました所は今清澤君が言われるような所じやなくてうまく行つてゐる。併し山手に参りました所などにおきましては、まあ二十年前に復旧工事をやつた或いは十年前、或いは四年前といふので、三階段につきまして、その復旧状態と申しますか、これは農民の耕作意欲というものも加味しなければならぬ。我々も、そのでき工合が元のようには復旧しない、何と申しますか、昔のようになつて方々をしない。こういうことを見たときにおきまして、私はこの指導方針が相當やりませんといふわけの情眼と申しますか、農民の方々は保証されてゐるからその力を入れんでもいいじやないか、こういうことがありますから指導方針につきましてはお考へ願ひなればならぬといふことは特に考へて来た。

もう一つはその指導方法というものを考へてゐるのかどうか、こういう点につきましてまず第一点お伺ひ申上げたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 十年、二十年前の復旧工事につきましては、當時はこれはすべて鉱業権者が任意的に行なつた行為でありますから従つてその工事が十分であるかないかという点につきましては、恐らくは現在行なつておりますような特別鉱害乃至はこれからやります一般鉱害のこととは大分違つたものじやないかと思つております。従つて十分復旧しない土地もかなりあるだらうと思ひます。又農民の勤勞如何によつてその土地の効力が出るか出ないかという点は、これは當然問題になるわけでありまして、この点につきましては農林省といつたしましてもいわゆる情眼獎勵的なことをやらんようにしたいといふことは繰返し申されております。特に今度の場合におきましては復旧工事をしましたあとにその効果があつたかどうかという認定をするることになつております。その際には十分客観的な条件を確かめまして、その工事効果を認定するわけでありまして、従つてその認定が正確に行われず限りは、あとそれと違つた取極を挙げた場合には結局農民の任意的な努力の問題になるということにならざるを得ないのであります。その点は農林省のほうといつたしましても十分な専門家を以て認定させるわけでありまして、比較的確な認定ができるのじやないかと、そういう考へからして、いわゆる情眼をできるだけ排除するような措置や指導もできるのじやないかと思ひます。

○委員長退席、理事結城安次君委員長席に着く

○竹中七郎君 その点につきまして、私は向うへ参りまして地元の方々の出張所長がついて歩いてくれましたけれども、大体特別鉱害で今復旧しております所でも、初めて見たとか或いは殆んど、何と言ひますか、これは通産省がやつておられるといふようなもの、或いは土地の人に聞きますと県の農地部の者も余り来ない、それが鉱業権者に殆んど任じりだ、こういうような不公平が相當ある。私はこういう問題がいろいろの係争の的になつてゐるのじやないか。こういうものに対してどういうか、もつとつとつかりこれから農林省或いは県の農地部などと連絡をとり合はれてうまくやれるかどうか、この点を先ず。

○政府委員(中島征帆君) これは農林省からお答え申したほうがいいかと思ひましたが、農地の復旧限度が、すべてこれは公共事業費のほうの農地関係の予算から出されておられますので、従つてその契約及びその実行につきましては農林省の系統の担当の官庁なり或いは府県で以て監督をするわけであり

ます。従つて實際問題がどういふふうになるか存じませんが、形式的には十分県当局も又農林当局も工事のやり方につきましても監督の責があるわけでありまして、今後は勿論さういふことは行われ得ると思ひます。又特別鉅害の場合にはさういふたような恰好にはなつておられますけれども、工事効果につきましても認定という業務はございません。これは特別鉅害の場合には工事完了後におきましても更に鉅害の残る場合におきましては、やはりその限度においては依然として鉅害権者が責任を持つということになつておりますので、工事の結果についての認定というものがなないわけでありまして、今度の場合におきましては、工事執行後におきましては完全に鉅害権者との関係が断ち切れるものでありますので、その際の程度の工事が行われたか、又どの程度の工事を回復したかは正確に認定する必要がありますので、従つて工事に関しましては、むしろ特別鉅害の場合よりも一般鉅害の復旧工事に對しましてはより一層厳密な監督指導が行われるだらうと思つております。

○竹中七郎君 次に遠賀川流域でございますが、遠賀川の河底が相当上つておる。そうして私たちが、何と申しましか、こちらのほうで見ますと全体が下ります。下つておきますと、我々のほうは高いからちよつと下げたほうがいいというように感じますが、特にこれは地形の関係で九州は非常に豪雨が多い、こゝういふ関係が相当問題であると思ふのです。でありますから鉅害自体よりも雨量が多いということを我々は本當に感じます。そういったと、建設省関係の河川問題、或いは今の農

林省関係で雨量が多いという天然現象というものを考えなければならぬ。それを特別鉅害におきましては国が主体でやつておるのだが、今度は鉅害権者が主体でやるというふうな観点に立つと、そこに被害者、鉅害権者の間に問題があると思ひますが、こゝういふものは私は先ほど清澤君が言われた通り一つ国が相当力を入れなければならぬ。まあこれは法律でさううまく行かないし、この問題に對しましてはお隣の西田さんが非常にお骨折になつてこれだけの法律ができて来たことを、あなたがたの御努力に對しては私は敬意を表しますが、こゝういふものを一緒にやらして行かなければならぬ。そこに何と申しますか、あなたがたが申上げては恐縮でございますが、各省間の連絡というものがなかなかうまく行かないので、かやうに考えるのでございませう。特にこの河川の問題に對して建設省といつては御交渉をなさつたことがあるかどうか、この点につきましてお伺ひいたします。

○政府委員(中島征帆君) 勿論この法律の施行に當りましては各省とも十分これを了解して又力を入れなければ効果は挙げられないので、その過程におきましてはさういふ連絡を講じておきます。現在法律ではさうまではつきりいたしておられませんけれども、当初の考え方としていたしは例えは今お話になりましたような河川、道路、農地といったようなものが総合的に工事を施行する必要がある場合がある。工事を施行したほうが適當な場合が予想されるわけでありまして、さういふ場合には復旧事業団がそれ

れをまとめて工事の施行に當るといふふうなことも考えてみたのであります。現在御承知のようにそれ〴〵河川法、道路法等によつて工事の施行のできるものが範囲がきまつておりますから、それだけその点に關しましてはさういふたような法律との関連を考へまして、例外規定を作らなければならぬわけになるわけでありまして、さういふことも、さういふことは今度の案ではできておられません。併し實際問題としてしましては復旧基本計画を作りますときに、これは事業団が作るわけでありまして、農林省といつたところと十分協議をいたしまして作るわけでありませう。さういふふうな主務當局との連絡が十分行われておらん限りは、折角復旧基本計画を作りましたも実行がたいわけでありまして、むしろ復旧計画は事業団が事務的に立案して評議員会でこれを調整してきめるといふ、さういふふうな性質のものでなくて、むしろ更に一層各主務官庁との連絡を十分にとりまして、それ〴〵の公共事業費の予算の中からどの程度のものを、どこどこを本年度の復旧計画として挙げるか、こゝういふことを十分にとらなければならぬ。その際當然に横の関連もつけられるわけでありまして、先づ基本計画においてさういふ相互連絡を講じておいて、更に一層實際の工事をする場合に實際の計画は事業団が持つておるわけでありませうから、その実行方法等につきましては事業団から十分それ〴〵の工事担当者との連絡をとつて適正な工事ができるようにというだけの指導ができると思ひます。

○竹中七郎君 重ねてでございますが、今の九州の鉅害というものが、いわゆる天然災害と鉅害災害が合併して起り易い。その点につきまして非常被害者のほうに問題が起す。雨が降つて来てあとはこれで打切られたときには大変じゃないか、こゝういふことでございまして私は天然災害と鉅害災害と二つが重なつておるといふことを念頭におかれまして、成るべく建設省或いは農林省のほうからの金をこれに注ぎ込んでやる、さういたしますと、この一般鉅害の法案が通りそれと並行いたしますとさういふ行くのじやないか……これがなかなかほかの問題でそれを我々も経験しております。農林省は開拓をやると、こゝういふわけで河川のほうは何と申しますか建設省でやる、農林省のほうの開拓を一緒にやつて行こうという、土を掘つて片方がやるといふと非常に一石二鳥であるがなかなかうまく行かないのであります。あなたがたのほうは、今の私は石炭が自身日本の本當の何と申しますか基本産業であり、さうしてどうして災害が起つたのは、いわゆる戦時中の特別鉅害の復旧法案と共に、その以後の国の要請によりまして三千万トンをどうしても掘らなければならぬ、炭鉱国管なんというふうな問題が起りましてやつたのでありますから、暫くの間というものは戦争中と同じような状態であつて、ドイツなどは相當事情が違ふのじやないかと私は思ふのでございませう。こゝういふことを考えますときにさういふことを考えますと言われた通り、国の金の出し方が足りないといふ思ふのであります。そこ

につきましては、被害だけを考えれば、いわけでありますから、その面において各省との相互連絡というより、なことは十分つき得ると思ふのであります。

それからそれ以外のものとの関連でありますけれども、被害と天然災害と重なった場合におきましては、勿論これに更に一般の災害予算というものを加えて復旧工事が同時に進行するという意味のことになるわけでありまして、これもそういう場合には、被害復旧費の關係とそれに天然災害の復旧予算というものを合せられて、そこで総合的な工事に対しては計画を作るといふことは、これは可能なのであります。現在の特別被害におきましては、天然災害があり、また場合にはそれと併せて一緒に復旧するということもやつておられますし、そういう点につきましては大蔵省に對します予算の請求の場合におきまして、又実際の工事施行の場合におきまして、十分各省と連絡をとつて遺憾ないようにしたいと思つております。

本予算の金額でございますが、この法案によります国費の出し方が少いという点は、工事費に対する補助の割合が少いということになるわけでありまして、その割合がどの程度になるかというところが問題なのであります。全体の金額そのものはその割合によつておのづから出て来るわけでありまして、従つて仮に被害の予算だけを立てるとしまして、すると被害關係に對しましてどの程度国が補助するかという率が仮に低くまづいておりましたらそれだけのものは使えないということになりますので、率が高まりましたらこれに相當する予算はどうしてもこれは

つるということになるわけでありまして、従つて災害費の予算はその他のものを公共事業費等からこちらにとりまして一緒にやるということ、仮に金額だけふやしても率が高まるとおられます以上は、それはやはりその率に従つて使いますので使えないということにもなりますので、金額よりもむしろ率の問題になる。その率をできるだけ高くしようと私どものほうで交渉はいたしておられますが、今のところでは大体農地に對しまして復旧費の六割五分くらいは負担額を国と地方公共団体で負担してもらつて、こういうふうな考えで交渉を進めております。

○竹中七郎君 まだ予算も確定しておられないようではございまして、その交渉程度におきまして天然災害は来るにきまつていようなもの、これは来るから、率の問題をもう少し事務当局においてがんばつて頂きたい。そうすれば金が出る。これは一つあるというのを前提にやらなければいけませんので、雨が降つて去年もあつたじやないか、その前も必ず一年に二回あつた。そのときにはどういふふうにするかというところになつて来る。そういうことを農民のかたが非常に心配をされているというところは、これは九州の地形による、何とか台風が来れば必ず九州に台風が起るといふことを前提とせられまして、大蔵省と御交渉願ひ。そうすれば被害者に対していいし、又被害者にはいいのですが、この法案がでますと力のない被災者は非常なる負担である。そこで問題が起る。こういうことを我々はつきり認識してい

るのでございまして、その点特に局長に強く要望いたしまして、私の質問は終りたいと思ひます。

○小松正雄君 私は幸いにいたしまして、この臨時石炭法案の法案が重要視せられまして、それが本員よりの要望によりまして近く公聴会が開かれ、これらに関連いたしまして各位の公述を主としたしまして私の質問をいたしたいと思ひます。二府に對してお尋ねをしておきたいと思ひます。

（理事緒城安次君退席、委員長着席）

それは特別被害は、戦争をするために或いは又勝つたためにということで、被災者に對して特別被害というものが政府にあり、その責任が政府にあり、その特別被害の半面は、今生まれるとする臨時石炭法案という法案がからんだと私は思ふわけでありまして、この法案に對しましては終始本委員会の中でもこの石炭に關係せられて西田先輩が幾多の苦難をなめられて、中島炭政局長等を激励と申しますか、通産省の關係各位に對して適切な進言をせられた結果がここに初めて生まれて来たということに對しまして心から感謝の意を表するものであります。

そこでこの法案が戦争に勝つためのみによつて受けた被害は国の責任である、その他の場合については国の責任でないという考え方に立つておつたのであるか、或いは又この法案がこうして提案せられたに過ぎましては責任は同じく政府にありと考へておられるのであります。そこで問題が起る。こういうことを我々はつきり認識してい

○政府委員（中島征帆君） 一般被害に對しましては責任はないというものが建前でありまして、この被災者の許可或いは實際上の保安上の監督というふうな責任は政府にはございまして、けれども、この臨時石炭法案の責任は政府は責任を保持しない。従つて特別被害の場合とは違つて、これに對しては補助金がなか／＼出にくいという点があつたわけでありまして、これは考え方の点もあるかと思ひますけれども、私どもとしては、前提として国の責任には本来属しないのだという考え方から出發しております。

○小松正雄君 然らばお尋ねいたしました、終戦後炭政局の局長であられる中島さんは、終戦後何を以て日本の再建にあつてやうとせられたのであるか。少くとも石炭なくては日本の再建もなうと考へておつたかどうか。答弁願ひたい。

○政府委員（中島征帆君） 勿論石炭が中心であります。ちよつとここではつきりしませんでしたが、国に責任がないと申しておりますのは、この監督上の責任は別といたしまして、こういうふうな経済的な災害に對しましてはこれは企業の経済的な経営の内部で賄われるべきものであつて、これに對して国が経済的に責任を負うべき筋合じやない。こういうふうな意味でございまして。

○小松正雄君 なおお尋ねしますが、石炭を採掘させるといふことに對して責任は恐らく炭局の中にあると思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員（中島征帆君） 言葉の意味でございまして、採掘させると

いうことは、強制的採掘、幾ら出せるか、出せんかということになります。と、現在ではそういうふうな法規もございせんからいわけでありまして、戦後の統制時代におきましては炭鉱國管法等によりまして或る程度そういうふうな採掘を強制するということがあつたわけでありまして、従つてその意味におきましては採掘させるといふ権限と責任が政府にあつたということが言えるわけでありまして。

○小松正雄君 そこで加えておきたいことは、戦争に勝つたためにのみ石炭を採掘を政府は責任を負つた。その後の終戦後の石炭が重要であるといふことは今も申された通りであります。その重要性から来るためにその石炭の採掘を、その關係官庁の主体である炭政局が、これを特に日本の復興に對しては三千七百万トン或いは二十四年度には四千二百万トンを出さなくてはならないという強い要望と申しますか、一面又被災者に對してその責任ある石炭を出せるかどうかといつたような強い命令的なものがある。その証といたしましては、少くとも戦後の日本としては物資がなかつた、衣料につきましては他の衣食のものに對しましてはなかつたのであります。幸いにアメリカの放出物資というものがあつて、その放出物資はどこに使用したかと申しますと、炭政局を通じて、石炭の労働者のみに限つて石炭一人当り何トン出せばその放出物資をやる。或いは又その炭に對して三千トンの月に出炭をせよ、出炭をしたらばこれに對して奨励金をやるといつたような

ことを以て石炭の採掘に従事せたと
いうことは間違いないと思ひますか、
どうですか。

○政府委員(中島征帆君) そういうふ
うな事実はございました。ただここで
お考え願ひたいのは、特別鉱害の場合
におきましては、政府が強行採炭を命
じまして、これは特に文書その他では
つきり命令として出したものを特別
害の原因として取上げておりますが、
そういう命令を出してあります、併
せてそういうふうな強行採炭をします
と当然爾後の措置というものが十分で
きない。従つて鉱害に対する万全の策
もとられないといふことはつきりわ
かつておりますが、なお且つ採炭を強
行するというので、従つてその当初に
おきましては当然普通以上の鉱害がで
きるといふことは覚悟の上で命令して
いるわけでありまして、ところが戦後
におきましてそういう増産を相当強行し
ましたときに、お話のようにいろ／＼
な品をとつておりますが、この場合に
は要するにできるだけ努力して炭を掘
れといふことは言つておりますが、
只今のような保安上の措置或いは鉱害
防止上の措置、そういうものを放擲し
てまでもやれという趣旨では全然働い
ておりません。従つて鉱害そのものに
ついては一般に起る程度のものを当
然予想しなければなりませんし、又一
般に生ずる程度の鉱害であれば、これ
は鉱業権者が自分の計算に入れます
賠償しなければならぬといふことが当
然でありますので、そういう筋でやつ
ておつたのであります。

○小松正雄君 そこでこの法案に對し
まするあなたがたの熱意と申しますか
その熱意の根拠は、大にせよ、小にせ

よ、石炭を採掘する採掘権者の責任で
ある。かように考へておられるために
この法案そのものができてこの法案
によつて問題を解決しようといふ心組
の意図がないように私は考へるのであ
ります。

その一点と申しますのは、今日福
岡県で今回の鉱害調査に對しまして私
も同行をして参りまして聞いたこと
であります。又私もより西田先輩もそ
うでありまして、一般鉱害といふもの
を急いでくれ、一般鉱害といふもの
をどうするかといふ問題に相成つて進
んで来た問題は、同じ鉱業権者であつ
てもあなたのおつしやるように、鉱業
権者であるが故に被害地といふものは
絶対的にその責任において復旧しな
くはならないといふ観点に立たれてい
るといふことに對して、それが立派に
その義務が果し得ることであるならば
こういう法案は要らないといふこと
であつて、鉱業権者の一人である西田先
輩が進んでこの鉱害法を出せ、どうし
るというの、少くとも自分の首に自
分を縛をつけることに相成るといふこ
とを私はよく承知しております。私も
鉱業権者の一人である。併しなから私
たちのような無力なこの鉱業権者が絶
對に義務を果し切れないといふところ
に私たちの首に綱がかかつてゐる。責
任あることを負かなくてはならないと
いふことの大きな立場に立つて西田先
輩は私どもに強くこのことを話されて
ゐる。又私も納得してゐる。
そこでこの法案が生まれる以上には
この石炭に直接関係のある石炭局のあ
なたがたがどういふふうにするか、特
別鉱害は国が命じてやらしたものであ
るからして国が責任を持つ。この一般

鉱害に對しては、鉱業権者といふもの
があるために鉱業権者がよくすること
に初めからわかつてゐるのだからすべき
だといふ、そんな簡単な考えによつてこの
法案が作られたといふことになること
におきましては、決してこれはこの法
律によつてスムーズにこの被害が解決
するとは私は思へない。それでさつき
も同僚議員の人たちからこの一般鉱害
といふものに対してどう考へておるか
といふことに對して、あなたが言われ
たのは、やはり特別鉱害は国の施策
によつてやつたのだから重いことであ
り、一般鉱害は今言つたように、その
ときは言われなかつたけれども、今私
のこゝに對しては、鉱業権者があるた
めと言われたように、輕く見ておられ
るということが一つである。さつきも
委員長からの質問の中にもそういうこ
とが言われてゐる。これでは私どもは
全く納得できない点が出て来るわけ
であります。

話は戻りますが、福岡県内にもすでに
被害の對象になつておる金額が五億圓
になん／＼とするほどになつておる。
その五億圓になん／＼とする被害を
えながら、五億圓以上の被害對象の
金を義務的に払わなくてはならない
業権者といふものはどこにいたかわから
ないといふことであるのであつて、ごう
うものに対しては、この法律によつて
は、それは成るほど鉱業権者によつて
復旧し得ることのできないものに対
しては国が補助をするとか、貸し与え
るとか、或いはこういうものに對して
も貸し与へることになるでしようし、
そこで私があなたに申し上げたいこと
は、少くともこの法案といふものを作
り上げる上においては、大蔵省に對し

ては、全面的に或いは農林省と一緒に
なつてでもこの予算の獲得といふこと
はやらなくちやならないと思ふ。それ
はこの特別鉱害に對しては五カ年計画
で七十九億という多額の金を持つてい
る。而もこの一般鉱害といふものは、
十年を期間として僅かに年間十億とい
つたくらいな程度でやつて行こうとさ
れておる。先の委員会におきまして西
田先輩が追及せられておつたその一点
から考へ合せましても然りでありまし
て、この鉱害といふものは炭鉱がある
限りは継続的に起つて行くといふこと
を考へなくちやいけないといふことに
對して、あなたは年々に四億ぐらいを
解消して行けば大丈夫であらう、こ
ういふことを言われてゐる。そんな簡単
なことでは解決し得るといふような考
え方では石炭局の中におられるあなた
が考へておるといふようなことは、絶
對に我々の主張するこの法案によつ
て、被害者の上に立ち、或いは鉱業権
者の上に立ち、或いは國民といふ觀念
の立場に立つて、必ずしも立派な法案
に相成るとは私は考へないのです。
そこで本日はこれにとどめますけれ
ども、前提に申し上げましたごとく、公
聴会で公述人のいろ／＼な説を聞きま
して、それを参考として改めて又お聞
きすることになります。

○委員長(竹中七郎君) 本日はこの程
度で散会いたしまして御異議ありませ
んか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めまして散会いたします。
午後三時十八分散会